

TOPICS

所得税と市県民税の申告はお早めに

受付は2月16日(月)～3月16日(月)

平成20年分の所得税の確定申告と、平成21年度の市県民税の申告の時期になりました。

申告期限(3月16日)が近づくと、会場が大変混雑しますので、申告は早めに済ませましょう。

2月22日(日)と3月1日(日)は休日ですが、申告の受付や相談を受けていますので、ぜひご利用ください。

所得税の確定申告が必要な人

▼事業をしている場合、不動産収入がある場合、土地や建物を売った場合などで、平成20年中の所得(収入額から必要経費を引いたもの)の合計額が、配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの所得控除の合計額を超える人

▼サラリーマンの人で、次のいずれかに該当する人

- ①給与以外の所得(退職所得を除く)が、20万円を超える人
- ②2か所以上から給与を受けている人
- ③平成20年中の給与収入が、2千万円を超える人

市県民税の申告が必要な人

▼平成21年1月1日に市内に居住し、平成20年中に所得があった人

▼国民健康保険に加入している人

申告で市県民税の税額が変わる人

▼平成20年12月31日現在で、しよがい者の認定を受けている人

▼平成20年12月31日現在で、夫と死別後再婚していない女性で、合計所得金額が5百万円以下の寡婦など。

申告に必要なもの

- 申告書(市税務課または税務署から送付された書類)
- 印鑑
- 源泉徴収票または給与支払証明書
- 公的年金などの源泉徴収票
- 事業所得(農業所得含む)や不動産所得などがある人は、所得計算の資料(収入・経費明細を記載した「収支内訳書」や支払証明書)
- 配偶者控除を受けようとする人は、源泉徴収票などの配偶者の所得のわかる書類
- 生命保険などの各種支払証明書
- 国民年金保険料支払証明書または領収書

①～③に該当する人は次のものもお持ちください

- ①平成20年中に国民健康保険料等を納められた人は、市税務課から送付した「社会保険料払込証明書」
- ②不動産所得で、市の固定資産税を必要経費として申告される人は、固定資産税の課税明細書
- ③医療費控除を申告される人は、平成20年中に支払われた医療費の総額を必ず計算してください。(文書料・差額へ)

住宅ローン控除の申告

平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、平成21年度の市県民税(所得割)から控除することができます。対象の人は、確定申告期間中に市税務課で控除の申告手続きを行ってください。税

申告会場

市役所東別館6階会議室

※住宅ローン控除の市税減額申告は、市役所本館1階の税務課です。

▼時間 8時30分～11時30分 13時～16時

※3月10日(火)～13日(金)までは、受付時間を18時30分まで延長します。



申告会場(東別館)では、次の休日でも申告を受け付けます。

- ▼とき 2月22日(日)
- ▼とき 3月1日(日)
- ▼時間 9時～11時30分 13時～16時

相談会場	申告受付・相談日時	相談内容等
浅井支所 (3階会議室)	2月23日(月)～27日(金)	9時～11時30分
びわ支所 (1階会議室)	3月4日(水)～6日(金)	13時～16時
姉川コミュニティ防災センター	3月10日(火)	14時～16時

●市県民税の申告
●所得税の確定申告
*医療費控除や途中退職などの還付申告、公的年金等に関する申告

巡回申告相談

申告期間中は、申告会場のほか、次の会場でも申告の相談や受付を行いますので、お気軽にお越しください。

お問合せ先	
税務課市民税・国保料グループ	(☎)6524
浅井支所市民福祉課	(☎)4352
びわ支所市民福祉課	(☎)5253

税務署からのお知らせ

務署で確定申告をされる場合は、税務署へ控除申告書を提出してください。※詳しくは、広報きやんせ長浜1月1日号16ページをご覧ください。

e-TAX確定申告会場の開設

ご利用いただくと、初回に限り最高で5千円の税額控除が受けられる「e-TAX」の確定申告用パソコンを申告会場(市役所東別館6階会議室)に設置します。

- ▼とき 2月16日～3月16日
- ※土・日は除く
- ▼時間 9時～12時 13時～16時

無料税務相談所

次の期間、税理士による無料税務相談所が開設されます。

- ▼とき 2月17日・25日・27日
- ▼時間 9時30分～12時 13時～16時
- ▼ところ 長浜商工会議所

お知らせ

バイクやコンパインなどの名義変更・廃車手続きはお早めに

軽自動車税は、原動機付自転車や小型特殊自動車(コンパイン・フォークリフト等)、軽自動車などを、その年の4月1日に所有している人に課税されます。

他人へ譲ったり、故障などにより廃棄または盗難に遭ったりして車両を現に所有していない場合であっても、名義変更や廃車手続きが完了していないと、その年一年分の軽自動車税がかかることとなりますので、早めに手続きをしてください。

【申請・お問合せ窓口】

- ▶原動機付自転車・小型特殊自動車 税務課(☎6524)
- 浅井支所市民福祉課(☎4352)
- びわ支所市民福祉課(☎5253)
- *ナンバープレート(紛失の場合でも廃車手続き可)と印鑑をご持参ください。
- ▶軽自動車 軽自動車検査協会(☎077-585-7103)
- ▶125ccを超える二輪車※滋賀ナンバー 滋賀運輸支局(☎050-5540-2064)